

西興部村公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、第4期西興部村総合計画「無線通信環境の充実」に基づき、村民及び施設利用者の利便性の向上を図るために西興部村（以下「村」という。）が開設した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(設置場所及び利用時間等)

第2条 無線LANの設置場所及び利用時間等は別表に定める。ただし、災害発生時やイベントなど、村長が特に必要があると認めた場合は、これを使用することができる。

(無線LAN使用のための準備等)

第3条 無線LANの利用に当たり、利用者は次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) パーソナルコンピュータ等無線LAN(Wi-Fi)機能を搭載した端末、タブレット、携帯電話等
- (2) 端末及び端末付属機器等に供給する電源
- (3) Webブラウザ等

2 無線LANを利用するために接続するSSID(ネットワーク名)は、別表に定める通りとする。

3 暗号化方式やKEY(パスワード)等については、村長は事前に通知することなく変更できるものとする。

4 無線LANの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(禁止事項)

第4条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 村又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為、若しくはそのおそれのある行為
- (2) 村又は第三者に不利益又は損害を与える行為、若しくはそのおそれのある行為
- (3) 村又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LANに関連して、使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で、特定又は不特定多数に

大量のメールを送信する行為

(10) ファイル共有ソフトウェアの使用等、著しく大量なデータ送信する行為

(11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は村長が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって村、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(利用の中止)

第5条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線LANの利用を中止できるものとする。

(1) 無線LANのシステムの保守、若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの利用が通常どおり実施できなくなった場合

(3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他、村長が無線LANの利用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線LANの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、村長は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第6条 無線LANのサービスの内容及び利用者が、無線LANを通じて得る情報の内容等については、村長は一切保証しないものとする。

2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、村長は一切責任を負わないものとする。

3 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パーソナルコンピュータ等の機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、村長は一切責任を負わないものとする。

4 利用者が無線LANを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、村長は一切の責任を負わないものとする。

5 村長は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、MACアドレスの管理を行う場合があり、これにより特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更)

第7条 村長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成26年6月1日から施行する。

別表

無線 LAN の設置場所	利用日	利用時間	SSID(ネットワーク名)	備考
上興部住民センター	開館日	開館時間内	Kamijuu	
道の駅「花夢」室内	開館日	開館時間内	Kamu	火曜日休館日
生活改善センター	開館日	開館時間内	Kaizen	
ホテル「森夢」	年中	四六時中	Rimu-internet	
森の美術館「木夢」	開館日	開館時間内	Komu	火曜日休館日
体験農園コテージ	施設利用日	四六時中	Cottage-internet	
森林公園管理棟内	開館日	開館時間内	Buffalo-G-6B4A	月曜日定休日
観光・子育て支援センター 「里住夢」	開館日	開館時間内	Shinrin-internet	
公民館視聴覚室（会議室）	年中	四六時中	Kominkan	
農業者トレーニングセンター	開館日	開館時間内	toresen	月・木曜日休館日

KEY(パスワード)については、各設置場所における wi-fi の設定説明を参照